コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

KAWAGUCHI CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD.
最終更新日：2017年2月28日
川口化学工業株式会社
代表取締役社長 山田　吉隆
問合せ先：048(222)5171
証券コード：4361
http://www.kawachem.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスについて経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築すると共に、株主重視の観点で法令・倫理の遵守及び経営の透明性を高めるために、経営管理体制の充実を図っていくことが重要であると考えております。さらに、経営に関する重要な情報を適時開示し、公正かつ透明性の高い経営を遂行して参ります。

<基本方針>
(1)株主の権利・平等性の確保に努めます。
(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
(3)適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
(4)取締役会において透明・公正かつ迅速・果断な意思決定が行われるよう、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
(5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】
現在、当社の株主における海外投資家の比率は1%に満たないため、現時点においては行っておりません。今後、必要に応じて検討課題と致します。

【補充原則1-2-5】
当社は、信託銀行等の名義で株式を有する方の株主総会の出席や議決権行使は認めておりません。今後、必要に応じて信託銀行等と協議し検討して参ります。

【補充原則3-1-2】
現在、当社の株主における海外投資家の比率は1%に満たないため、現時点においては行っておりません。今後、必要に応じて検討課題と致します。

【原則4-2】
【補充原則4-2-1】
現在、当社においては、役員賞与を業績連動報酬と位置付け、中長期的な業績連動報酬や自社株報酬は導入しておりません。中長期のインセンティブを含む新たな制度は、今後必要に応じて検討課題と致します。

【補充原則4-11-3】
取締役会の運営状況は、取締役会規程に基づき重要案件を議案として選定し、活発な議論、決議がされております。取締役会の規模、各取締役の知識・経験の多様性、独立社外取締役と業務執行取締役とのバランスは適切であり実効性は確保されておるものと判断しております。また、監査等委員会(3名中2名独立社外取締役)に対しては、取締役会資料を事前に配布し、内容を説明しております。各取締役の自己評価などを踏まえた分析・評価については、次年度から実施することとし，その結果の概要を開示してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】
(政策保有に関する方針)
当社は有機化学品製造販売企業として、グローバル規模での競争に勝ち抜き、今後の持続的な成長のため、事業の関係強化を図ることが必要と考えております。あらゆるステークホルダーとの信頼関係を保ちつつ、中・長期的な視点で当社に経済価値をもたらすために、取引先との関係強化の観点から銘柄を総合的に勘案し、保有していく方針です。
(議決権行使の基準)
当該投資銘柄企業において、短期的な株主利益のみを追求するのではなく、中・長期的な株主利益の向上を重視した経営がなされるべきと考えております。当社の利益に資することを前提として、投資銘柄企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう議決権を行使いたします。

【原則1-7】
当社は役員、主要株主、その他の関連当事者との間で取引を行う場合、会社法等の関係法令及び取締役会規則等の社内規定に従い、必要に応じて取締役会の承認を経るものとしており、取締役会の承認にあたっては、一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性や経済合理性について確認するものとしております。また、取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、その内容について取締役会で報告することとしており、会社や株主共同の利益を害する懸念を惹起することのないよう監視できる体制を構築しております。なお、現在、当社と役員との間の取引はありません。

【原則3-1】
1 当社は有益な化学品の研究開発・製造・販売によって社会に貢献し、事業の成長発展を通じて社員の生活向上を図り、利潤の適正な配分を以って株主の負託に応えることとする経営の基本理念に則り、行動基準を定めております。経営の基本理念、行動基準は当社ホームページ（http://www. kawachem. co. jp/）に掲載しております。
2 当報告書1の「基本的な考え方」をご参照下さい。(1頁記載)
3 取締役の報酬額につきましては、株主総会で決議された総額の範囲内で、職位に応じて定められた月額固定報酬と、業績に応じて業務執行取締役に支給される賞与で構成されており、取締役会で決議しております。
4 業務執行取締役については、自己の専門とする業務はもとより、会社内全般の改善、合理化について問題意識を持ち、会社業績向上、ステークホルダーの要求に応えうる資質を備えた取締役候補者を選定しております。なお、取締役候補者の指名手続きについては、代表取締役が選定し、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役についても、専門的知識や企業経営における豊富な経験を有しているものを候補者として選定し、監査等委員会で協議、同意を得たうえで、取締役会にて決定しております。
5 当社は、取締役候補者の選任理由について、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-1-1】
当社は、「取締役会規則」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、それに基づき定められた「職務権限規程」、「業務規程」に従って経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則4-8】
当社は、平成28年2月25日に監査等委員会設置会社へ移行して、同時に2名の独立社外取締役を選任しております。両名ともに高い独立性を有し、当社取締役会の監督強化に資する専門的知識や豊富な経験を備えており、社外取締役として適任であります。
なお、現時点において、取締役会の3分の1以上を独立社外取締役とする必要はないものと判断しております。

【原則4-9】
東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方としております。また、独立役員としての資格を充たす社外取締役を全て独立社外取締役に指定しております。

【補充原則4-11-1】
当社の取締役会は、営業・製造・研究開発・管理部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役及びそれらを統括する責任者である取締役並びに高い識見、金融機関における豊富な経験及び弁護士としての豊富な経験を有する社外取締役等で構成され、定款にて取締役の数を15名以内としております。取締役の選任に当たっては、知識・経験・能力のバランス及び取締役会の多様性並びに規模が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から当社にとって最適となるよう努めております。

【補充原則4-11-2】
業務執行取締役及び監査等委員である取締役の兼任状況については株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しております。なお、当社の業務執行取締役及び監査等委員である取締役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に留めております。

【補充原則4-14-2】
当社において、取締役は外部の研修等を活用し役員として必要な情報・知見を習得することとしており、当社はその費用を負担することでこれを支援しております。また、常勤社外取締役ついては、日本監査役協会に所属し、同協会の開催する階研修に参加しております。

【原則5-1】
当社は、経営方針、財務状況、事業活動など、適時、適切に株主はじめステークホルダーに対し、企業情報を開示いたします。当社のIR活動は、担当取締役の下、総務部及び経理部が行っております。株主との対話全般は、必要に応じて株主の個別面談に応じるとともに、役員部長会、取締役会等において検討し、対応方針を決定いたします。なお、株主との対話に当たっては、法令及び当社の「内部者取引防止規程」に則り、インサイダー情報管理に十分留意をしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田化成株式会社	2,014,800	16.51
株式会社山田正水事務所	1,200,000	9.83
山田吉隆	386,614	3.16
三井化学株式会社	250,000	2.04
山田史郎	198,000	1.62
山田芳和	191,000	1.56
旭倉庫株式会社	145,000	1.18
三菱瓦斯化学株式会社	144,000	1.18
今川和明	137,000	1.12
マネックス証券株式会社	133,008	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	――
親会社の有無 更新	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	11 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村一哉	その他											○
石上尚弘	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、eおよびのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村一哉	○	○	――	金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する助言が可能であると判断し選任しております。当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。
石上尚弘	○	○	――	弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、法的リスク対応をして頂くために選任しております。当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は3名で構成され、常勤取締役監査等委員会委員1名、社外取締役監査等委員会委員1名及び社内取締役監査等委員会委員1名となっております。
また、その選任方法は株主総会の決議によって選任されることから業務執行取締役からの独立性も有しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査室員は、監査業務において連携を図り、効率の良い監査を実行できるよう意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

当社において、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特に定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方としております。また、独立役員としての資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、当社においては、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度については、今後必要に応じて検討課題といたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年11月期に当社が支払った役員報酬の内容
取締役（監査等委員を除く）（6名）に支払った報酬　72,704千円
取締役（監査等委員）　（3名）に支払った報酬　14,891千円（うち社外取締役2名に支払った報酬　11,966千円）
監査役　（3名）に支払った報酬　3,772千円（うち社外監査役2名に支払った報酬 3,284千円）
合計（12名）　91,368千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額は、平成28年2月25日開催の定時株主総会において、年額1億20百万円と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、同日開催の定時株主総会において、年額30百万円と決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当部署や専従スタッフは配置しておりませんが、総務部がサポートを行っております。社外取締役は、監査等委員会において常勤の監査等委員より、監査等委員会監査計画に基づく監査の報告を受けるとともに、取締役会資料の事前説明、役員部長会の結果報告などを受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社における企業統治の体制は、取締役会、監査等委員会、役員部長会及びその他の機関を設置しております。

1. 取締役会
取締役会は、5名の取締役（監査等委員である者を除く。）及び3名の監査等委員である取締役の合計8名で構成され、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営上重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行を監督しております。

2. 役員部長会
役員部長会は、部長以上で構成され、原則月3回開催し重要な経営戦略及び業務執行に関して審議を行っております。

3. 監査等委員会
監査等委員会は、常勤の監査等委員である社外取締役1名及び非常勤の監査等委員である取締役2名（うち社外取締役1名）の合計3名で構成され、定例の監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催してまいります。監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、更に常勤監査等委員である取締役は役員部長会に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人並びに監査等委員以外の取締役から報告を受ける等、監査等委員以外の取締役の業務執行について適法性及び妥当性監査を行うとともに、内部監査室より監査結果の報告を受けて、評価を行い監査意見を形成してまいります。

4. 内部監査
内部監査は、内部監査室（社長直轄）が子会社を含めた各部署の業務執行状況に関する監査を定期的に実施することで内部統制の充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置することで、取締役会の業務執行に対する監査監督機能の強化及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性の向上が図れる「監査等委員会設置会社」を当社の機関設計として採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を法定期日より1日以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は11月決算のため株主総会集中日には該当いたしません。
その他	招集通知、決議通知を当社ホームページに掲載しております。なお、招集通知は発送前にホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	製品紹介、受託合成及び決算短信、有価証券報告書、株主総会招集通知等のIR情報など。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務部及び経理部 IR担当役員:常務取締役　荻野幹雄	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は有益な化学品の研究開発・製造・販売によって社会に貢献し、事業の成長発展を通じて社員の生活向上を図り、利潤の適正な配分を以って株主の負託に応えることを経営の基本理念としております。 この考えを実現していくため、法令順守(コンプライアンス)を掲げ、全役職員がとるべき「企業行動憲章」を定め、周知徹底を図る体制を構築しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)社員等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじかつ社会的責任を果たすため、経営方針及び行動基準からなる「企業行動憲章」を定め、社員等の企業活動の原点とすることを徹底させる。
(2)社長を委員長とする「内部統制委員会」を組織し、事務局を設置すると共に内部監査室を設け、各部門の業務執行状況の監査を定期的に実施している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「取締役会規則」等社内規程にもとづき、保存および管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、経営に重大影響を及ぼすリスクを迅速に認識し、その情報を共有するため、社長を委員長とする「内部統制委員会」のもと、全部門においてリスクの洗出しと評価を実施し、その対応を検討している。
(1)災害に係るリスクについては、「防災マニュアル」に則って地震、火災、水害等の緊急時対応を定め、訓練の実施を行う。
(2)情報セキュリティに係るリスクについては「情報セキュリティ管理規程」に則り、電子情報の保護、管理、活用を実施している。
(3)その他のリスクについては、担当部門において規則、マニュアル等を定め、適切な運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社は、定例の取締役会を開催し重要事項の決定並びに取締役の業務執行の報告を行う他、必要に応じ随時取締役会を開催する。
(2)取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、部長以上で構成される「役員部長会」を原則月3回開催し、業務執行に関する基本的事項等に係る意思決定を行う。
(3)職務権限規程及び稟議規程等意思決定ルールを制定し、業務執行に係る責任と権限を明らかにし、業務の効率的運営を行う。

5. 会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は「関係会社管理規程」にもとづき、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。
(2)当社は、関係会社の業務全般にわたる内部統制の適切性と有効性を確保するため、当社「内部統制委員会規程」に基づき、関係会社の業務全般について内部監査を実施する。
(3)取締役は、関係会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告すると共に取締役会に報告する体制を整えている。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
(1)監査等委員会の職務は内部監査室がこれを補助し、事務局は総務部がこれを行う。
(2)内部監査室の使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
(3)内部監査室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
(1)当社及び子会社の社員等は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または社員等による違法もしくは不正な行為を発見したときは、監査等委員会に報告する。
(2)監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社及び子会社の社員等に求めることができる。

8. 上記7. の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は監査等委員会に報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしない。

9. 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務に合理的に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門より、当該費用または債務を処理する。

10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査等委員は取締役会に出席するほか、役員部長会その他必要と認める重要な会議に出席することができる。また、監査等委員から要求のあった資料等は、随時提供する。
(2)会計監査人、内部監査室と適時情報交換を行い、相互の連携をはかっている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
当社は会社情報の適時開示に当たって、より具体的な記述を行うように努めており、開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

1. 適時開示に係る開示体制
当社では、定例取締役会において、重要な決定をしております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な決定をしております。決定内容について開示が必要か否かの判断は、東京証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」に則って、総務部長が行い、社長に報告しております。

2. 情報の正確性確保
適時開示に際して、情報の正確性について十分に審議し、誤謬が無いように努めております。特に、経理・財務に係る内容につきましては、適宜会計監査人の助言・指導を受け、開示情報の正確性を確保しております。

3. 情報開示
当社における重要な会社情報の開示については、TDnetによる東京証券取引所への登録のほか、報道機関への情報開示並びに当社ホームページに報道発表の内容を掲載しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

